



知らなかったでは済まされない！ オンラインカジノ問題と企業の対応策

資料作成：弁護士 吉村 孝太郎

目次

■ 1. はじめに	2
■ 2. オンラインカジノとは	2
■ 3. オンラインカジノの規制強化	3
■ 4. 企業としてのリスクと責任	4
■ 5. 従業員にオンラインカジノ行為の疑いがある場合の企業の対応フロー	6
■ 6. 懲戒処分・解雇を検討する場合の注意点	7
■ 7. 再発防止と社内体制の見直し	7
■ 8. おわりに	9

知らなかったでは済まされない！ オンラインカジノ問題と企業の対応策

■ 1. はじめに

近時、芸能人やスポーツ選手がオンラインカジノを利用していたことが発覚し検挙されたケースが相次いでいます。

昔からいわゆる賭博に関与した者の検挙事例はありましたが、デジタル化社会において「オンラインカジノ」という形で顕在化してきたともいえます。

スマートフォンの普及により、誰でも気軽にオンラインカジノへアクセスできる可能性がある反面、その危険性の認知度はまだまだかもしれません。

最近、警察庁は「日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です」「『知らなかった』では済まされません！」と啓発ポスターを作成して、その犯罪性を周知するようにしています。

金銭トラブル、ギャンブル依存などの危険性もあることから、総務省や消費者庁など各省庁、地方自治体も積極的な広報をしています。

一般の方が簡単にオンラインカジノにアクセスできることもあって、従業員が安易に関わってしまう事例も増えています。

本レポートでは従業員にオンラインカジノの疑いが生じたときの対応について考えていきたいと思います。

■ 2. オンラインカジノとは

（1）オンラインカジノとは

明確な定義はありませんが、一般にオンラインカジノとは、インターネット上でカジノ等のゲームを行い、その結果に金銭等を賭けるものと考えられます。

そして、刑法では「賭博をした者」（刑法185条本文）を処罰しています。「賭博」とは、偶然的な事情に関して、金銭等の財物を賭けて、勝敗を争うことです。

したがって、オンラインカジノに接続して「賭博」を行うことは、犯罪

です。

賭博罪（刑法185条本文）

「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。」

常習賭博罪（刑法186条1項）

「常習として賭博をした者は、3年以下の拘禁刑に処する。」

オンラインカジノに関係したニュースが急増していますが、次のようなオンラインカジノの特性が影響しているものと考えられます。

（２）違法性の認識の希薄さ

オンラインカジノは犯罪に当たらないとの安易な虚偽情報が多くあふれています。「これはオンラインカジノではない」との情報に基づく誤解、このサイトは大丈夫との誤解が多く存在します。

「オンラインカジノ」という用語から想起できるゲームに限られず、スポーツなどの勝敗に財物等を賭ける場合であっても同様であり、違法となるオンラインカジノは多種多様に及んでいます。

オンラインカジノの違法性の認識が欠如していたり、希薄な例が多いのですが、違法性の認識がなくとも犯罪は成立してしまいます。

（３）日本国内では違法

確かに海外ではオンラインカジノを合法としている国もありますが、日本国内からアクセスすれば、「賭博」罪に該当するものと考えられています。

国民の健全な経済生活の確保の観点から、日本国内で合法なのは法律で認められる公営競技に限定されています。

（４）オンラインカジノの手軽さ

オンラインカジノは、誰でも24時間365日、簡単にアクセスできます。匿名性が高いため、たとえ未成年者であってもアクセスできてしまいます。また、賭ける財物等の種類も現金に限定されず、電子マネー、クレジットカード、暗号資産など、アクセス者にとって都合のよいもので賭けることができます。

（５）依存性の高さ

違法性の認識が乏しい人が多く、簡単にアクセスし、ギャンブルを継続してしまう人が多い状況です。これが「やめたくてもやめられない」状態を引き起こし、依存化しやすい環境が整っています。

ギャンブル依存症は回復が容易ではない「病気」です。通常の実生活を送ることができず、勤務自体ができなくなるケースも存在します。

■ ３．オンラインカジノの規制強化

令和7年9月25日、改正ギャンブル等依存症対策基本法が施行されまし

た。改正の主たる目的は、オンラインカジノの規制強化です。

違法オンラインギャンブル等サイトを提示する行為の禁止、インターネットを利用して不特定の者に対して違法オンラインギャンブル等を誘導する行為の禁止、国や地方公共団体による違法オンラインギャンブル等が禁止されている旨の周知徹底が定められました。

近時のオンラインカジノ等をめぐる問題が深刻な状況にあることに鑑み、違法であることを明確に宣言し、その周知徹底を図ることが目的と考えられています。

公営競技においてもオンライン化が進んでいますが、アクセス制限等を設けるなど規制を進めています。

■ 4. 企業としてのリスクと責任

(1) 従業員自身のリスクと責任

① 刑事責任

従業員がオンラインカジノで賭博を行えば、従業員には賭博罪が成立し、刑事処罰を受けることになります。現在の社会状況を踏まえれば、今後さらなる厳罰化も予測されるところです。

刑事処罰を受ける手続として、従業員に対して逮捕勾留が実施されることもあるでしょう。

近年、オンライン上で行われる賭博事犯の検挙件数は急増しています。

年	人数
令和4年	59人
令和5年	107人
令和6年	279人

(出典：警察庁ホームページ)

② 民事責任

賭博で負ければ、お金は戻ってきません。また、賭博によって経済的な利益が生じることは非常に少ないと言わざるを得ません。

そして、従業員がオンラインカジノ運営者と金銭トラブルを起こすこともあるでしょう。仮に、運営者に非があるトラブルであっても、金銭を取り戻すことが困難となる場合も多いと考えられます。例えば、運営者に金銭を預けていた場合でも、民事上、不法原因給付（民法708条本文）に当たる可能性があり、返還請求が否定されるケースも存在します。

更に、ギャンブルと借金は往々にして切っても切れない関係がありま

す。しかし、オンラインカジノで作ってしまった借金が膨れ上がった場合、原則として自己破産による救済が得られないと考えられています（破産法252条1項4号。免責不許可事由）。オンラインカジノで得られる利益は無いのです。

③社会的責任

従業員がオンラインカジノに陶酔し、ギャンブル依存症に陥ることも考えられます。従業員として社会的な責任を果たせなくなることもあるでしょう。

ギャンブル依存症には医学的な治療が不可欠な病気です。従業員自身が全うな生活を送れなくなる可能性があるのです。

（２）企業としてのリスクと責任

従業員のオンラインカジノ行為は、通常、従業員のプライベートな行動の範疇の行為ですから、企業がオンラインカジノ行為に関する直接責任を負うことは原則としてありません。

ただし、企業には相応のリスクや責任が求められます。

①従業員の刑事責任による影響

従業員がオンラインカジノ行為を理由とした賭博罪等で逮捕勾留や刑事罰を受けることが想定されます。

ここ数年、オンラインカジノ関連のニュースが相次いでおり、企業の評判に影響することもあります。

企業は事実上、従業員の違法行為に関して、企業としての信頼回復の措置や対策を講じる必要があるかもしれません。また、当該従業員に対する処遇等を検討しなければなりません。

②従業員の民事責任による影響

従業員のオンラインカジノ行為の損失やトラブル等につき、企業が直接責任を負う場面は通常は想定されません。

ただし、従業員が企業の金銭を使い込んでまでオンラインカジノ行為に及んでいた場合には、企業には相当な損害が生じているでしょう。この場合、当該従業員には横領罪等が成立することになり、企業は当該従業員に対して損害賠償請求権行使を検討することになります。とはいえ、企業内の資金流用は証拠関係がわかりづらいことも多く、立件されないケースも存在します。資金を流用する従業員には資力が乏しいことも多く、損害賠償金の回収が困難なケースも多いでしょう。企業は犯罪等を未然に防ぐ取り組みが重要となります。

また、従業員がオンラインカジノに陶酔し、借金が膨れ上がることもあります。従業員の破産手続により、一定期間、資格制限が生じて特定の職業に従事できなくなることもあります。貸金業者が従業員の給与を

差し押さえるケースも存在します。企業は、裁判所より当該従業員の給与の債権差押命令を受領したならば、当該命令に従って債権者（貸金業者）への弁済（供託）の対応を取ります。

③従業員に対する責任、監督等

従業員にオンラインカジノ行為等の存在がうかがえる場合、企業はどのような対応をすべきでしょうか。次項以降で、企業の対応を確認します。

■ 5. 従業員にオンラインカジノ行為の疑いがある場合の企業の対応フロー

（１）警察に相談

これまで述べてきたように、オンラインカジノによる賭博行為は違法です。企業としても警察に申告することを検討します。

（２）懲戒処分を検討

①オンラインカジノ疑い行為が勤務時間中である場合

勤務時間中のオンラインカジノ疑い行為は、「賭博」に当たらないゲーム等であっても、勤務時間中の私的行為であって職業専念義務違反となる可能性が十分に認められます。企業のパソコンの私的利用等であれば職場規律違反にもなるでしょう。

結果、企業はいわゆる懲戒処分を検討していくことになります。

懲戒処分の検討に当たっては、勤務時間中のゲーム等の利用頻度や程度、企業のパソコン等の私的利用の有無や程度、業務への影響などを踏まえて、適切な処分を定める必要があります。

当該行為が賭博罪に該当するのであれば、重い処分を定める方向の事情になるものと考えられます。また、企業の資金流用など他の犯罪や問題行為が認められる場合も同様です。

②オンラインカジノ疑い行為が勤務時間外である場合

企業は、いわゆる私生活上の行為、プライベートな行為には関与できないのが原則で、懲戒処分の対象にはなりません。

ただし、一般に職務遂行に関係の無い行為であっても、企業秩序に直接的に関連し企業の社会的評価を毀損する恐れがある場合には、懲戒処分の対象とすることは考えられます。

従業員がギャンブル依存症を抱えて体調不良となったり、従業員の刑事手続をきっかけとしてオンラインカジノ行為等が発覚したりすることもあります。従業員が他の従業員にオンラインカジノを勧誘してい

るなど、職場環境に影響を及ぼしているケースも考えられます。

勿論、プライベートな行為が発端ですので、事実確認から処分に至るまで、企業としては慎重な対応をせざるを得ないケースも多いと考えられます。

（３）そのほかのアプローチ

企業は、従業員のオンラインカジノ疑い行為を認知したならば、当該行為を断たせてオンラインカジノ行為の弊害を未然に防ぐことが重要となります。

従業員にギャンブル依存症の傾向が認められる場合には、産業医を含む医療機関の受診につなげたり、従業員にギャンブル等を背景とした多重債務問題がみられる場合には、弁護士等につなげることも有用です。

■ 6. 懲戒処分・解雇を検討する場合の注意点

前述のとおり、オンラインカジノ行為自体はプライベートな行為であり、発覚自体が遅れてしまうことも多く、発覚しても企業が直接関与することが困難なケースも多いと考えられます。

懲戒処分が検討できるケースでも解雇については慎重な判断が必要となります。そして、懲戒処分ができる場合の考慮要素としては、次のようなものが考えられます。

（１）オンラインカジノ行為に関する事情

行為の内容、行為態様（勤務時間内外）、期間や頻度、金銭の出所、刑事手続の進行状況（処罰結果）

（２）企業側の事情

企業種類や規模、就業規則の内容、担当業務の内容

（３）損失や影響

企業への影響（信用面）、業務や同僚への影響（秩序面）、報道等による影響、取引先や顧客等への影響

（４）従業員の事情

勤務年数、非違歴、他の非違行為（余罪）の有無、欠勤の有無、反省状況

■ 7. 再発防止と社内体制の見直し

（１）オンラインカジノに関与しない環境構築

現在の学校教育では、SNS との関わり、パソコンの使い方など教育の充実化が進んでいます。これまで述べたように、オンラインカジノに関し、国や地方公共団体でも取り組みが進んでいます。

しかし、まだまだオンラインカジノの違法性や危険性を認識しない者は

多い状況です。企業は、国や地方公共団体の施策を注視していく必要があります。

そして、企業内ルールを再確認することも重要だと考えられます。従業員に貸与するパソコンの使用法、企業内の金銭管理ルールについて改めて確認することも重要です。従業員のオンラインカジノ行為をできる限り阻止する環境を再構築することが望ましいと思います。

さらには、企業内外研修の実施など、オンラインカジノの危険性等を周知し、良好な就労環境の構築することも考えられます。

（２）オンラインカジノ依存従業員に対する対策、専門家との繋がり

企業の産業医、カウンセラー、相談員、各種専門家との関わり強化も必要です。傷病手当制度、休業制度の構築や周知など、従業員に対する制度的フォローも有効といえるでしょう考えられます。オンラインカジノ依存症の疑いのある従業員については、医師等の指導を得て、従業員に安心して休業して治療に専念してもらう機会を確保することが望まれます。

従業員自身が単独でこっそりとオンラインカジノ行為に及んでいるケースも多く、他人の目が入りづらいことも多いです。オンラインカジノ行為を止めてもらうには家族の協力が必要なケースもあると思います。

（３）就業規則の周知、懲戒処分の強化等

オンラインカジノは違法行為であり懲戒処分の対象となることを周知していくことも重要です。

勿論、オンラインカジノ行為自体を直接的に記載するような就業規則の修正もあるでしょう。

企業が従業員に向けて周知していたにも関わらず、従業員のオンラインカジノ行為が発覚した場合には重い懲戒処分を科す方向の要素にもなるでしょう。

（４）情報収集

各省庁や業界団体がオンラインカジノ問題に取り組んでいます。これらをきっかけに最新の情報を得ておくことも重要です。以下は一例です。

①	首相官邸ホームページ	「ギャンブル等依存症対策推進本部」 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gambletou_izonsho/index.html
②	警察庁 web サイト	「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」 https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html
③	消費者庁ウェブサイト	「日本国内ではオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です！」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_030/

④	こども家庭庁 web サイト	「オンラインカジノの違法性等を周知・啓発するための取組～オンラインカジノは犯罪です！」 https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/online-casino
⑤	総務省 web サイト	「【身近な人と一緒に考えよう】オンラインカジノは犯罪です！インターネットトラブル事例集上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～」 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference08.html
⑥	金融庁 web サイト	「オンラインカジノは、あなたの身を滅ぼします」 https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui_onlinecasino.html
⑦	厚生労働省 web サイト	「依存症の理解を深めるための普及啓発事業」 https://www.mhlw.go.jp/izonshou/tokusetsu.html

■ 8. おわりに

企業にとって、従業員のオンラインカジノ行為と事業関連性が薄いこともあり、その発覚は遅れがちです。しかしながら、従業員のオンラインカジノ行為によって、企業が影響を受けてしまうことが多いのも事実です。

国や地方公共団体によるオンラインカジノ対策は現在、急ピッチに進められていますが、オンラインカジノの疑いのある従業員が直ちに減ることは無いように思われます。

企業も従業員のオンラインカジノ行為の弊害防止策に多種多様な措置の検討も必要で、実は非常に悩ましい問題です。

企業としては、この問題に毅然とした態度で臨めるように、最新の情報を得て備えておく必要があるでしょう。

【著者プロフィール】吉村 孝太郎（よしむら こうたろう）



弁護士（埼玉弁護士会）。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。

2007年弁護士登録。2021年さざんか総合法律事務所開設。川口簡易裁判所調停委員・司法委員、防衛省再就職等監察官。主な業務として、中小企業のコンプライアンス整備や契約トラブル、不動産や相続案件など。著書として『中小建設業の労務管理と経営改善』『弁護士のためのイチからわかる相続財産管理人・不在者財産管理人の実務』（いずれも日本法令）など。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
